

ID: 195

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	聖籠町都市公園条例 第22条及び第23条		
例規番号	昭和59年 条例第11号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第二十二條 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料に処することができる。</p> <p>一 第三条第一項又は第三項(第二十条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第一項各号に掲げる行為をした者</p> <p>二 第五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>三 第十二条第一項又は第二項(第二十条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>2 町長は、詐欺その他不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処することができる。</p> (両罰規定) 第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の過料に処することができる。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日